

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、チューブ検査等の業務に従事していた。

請求人によれば、会社において、ゴム製品の製造作業に従事し、上肢等に負担のかかる作業に従事したことにより、左手指に腫脹、痛みを感じるようになったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、左手指の症状についてD病院に受診し、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「左手中指ばね指、両手へバーデン結節、左中指腱鞘炎」と診断され、同年〇月〇日、D病院に転医し、「へバーデン結節、左手中指腱鞘炎」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、F診療所に転医し、「頸肩腕障害、左手指変形性関節症、左手中指屈筋腱鞘炎」と診断された。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の傷病の発症時期を平成〇年〇月〇日と主張しているので、請求人の傷病に係る療養経過及び医師の見解を改めて精査したところ、次のとおりである。

請求人は、平成〇年〇月〇日、左中指の疼痛を訴え、E病院に受診し「左中指PIP捻挫」との診断を受けているが、同病院の外来診療録によると、「仕事であたった」、「挫傷あり」との記載があり、外傷による傷病と認められるため、本件との関連性は認められない。次に、平成〇年〇月〇日に受診したD病院の外来診療録によると、請求人は、同日、「右中指腱鞘炎」と診断されており、同記載は左中指腱鞘炎の誤記であることは推認されるものの、同日から平成〇年〇月〇日にE病院に受診するまでの間、請求人が当該傷病について継続して医療機関に受診した記録は認められない。この点、請求人らは、通院すると会社から契約更新されなくなる恐れがあるため、同日に受診するまで療養することができなかった旨述べているが、期間工である請求人の立場を斟酌したとしても、症状が継続しているのであれば、この間に医療機関を受診することは十分に可能であったと考えられる。したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月〇日に「左手中指ばね指、両手ヘバーデン結節、左中指腱鞘炎」(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定

基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして本件について検討する。

- (3) まず、請求人が従事した業務及び従事期間についてみると、「部品付け作業」、「水没検査バキューム作業」及び「Bライン作業」等の請求人が従事した業務は、決定書理由第2の2(2)エ(ア)及び(イ)に説示のとおり、上肢の反復動作の多い作業に該当し、認定基準に定められた「上肢等に負担のかかる作業」であると判断する。

また、請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで上記作業に従事していたことが認められることから、「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものである」と認められる。

- (4) 次に、「発症前に過重な業務に就労したか否か」についてみると、本件疾病発症前6か月について、請求人の上記(3)の業務の作業時間及び総労働時間と同種労働者数名の作業時間及び総労働時間を比較してみると、決定書理由第2の2(2)オに説示のとおり、請求人の労働時間が特に長く過重なものであったとは認められない。

また、請求人らの主張を踏まえ、会社に同種労働者が存在しないと検討しても、請求人の1か月及び1日の作業時間を集計した業務量については、決定書理由第2の2(1)コ(ア)ないし(ウ)の説示が妥当であると認められることから、同第2の2(2)オに説示のとおり、「業務量が1か月の平均であっても、1日の業務が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」には該当せず、請求人の業務が特に過重であったとは認められない。

- (5) 本件疾病と業務との関連について、本件に係る医師の見解をみると、G医師は、平成○年○月○日審査官との面談において、「休業後は症状が軽減してきていることから、業務が原因と判断できる」と述べている。一方、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「労働との因果関係は証明困難である。」と述べている。

この点、I医師は、同月○日付け意見書において、「手指を使用する仕事であればヘバーデン結節、ばね指の生ずる可能性はあると思います。ただ、業務を

していなくても生じた可能性はあると思います。」と述べ、J医師は、同年○月○日付け意見書において、「左上肢に過重労働が認められなければ、この腱鞘炎は一般疾患と考えられる。(中略) 過重労働、同一職場に於て同一疾患が発生していなければ労災外と判断する。」と述べている。

上記のとおり、G医師は本件疾病を業務によるものと述べるところ、H医師は本件疾病と業務との間の因果関係について証明できないとし、I医師及びJ医師は、本件疾病を一般的疾患であるとしつつ、業務の過重性の有無によっては因果関係があると述べている。請求人には上記(4)のとおり、業務の過重性が認められないことから、本件疾病と業務との間に医学的な因果関係を認めることはできず、「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なもの」とは認められないと判断する。

(6) 以上のことから、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものであるとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。